

人権啓発 センター だより

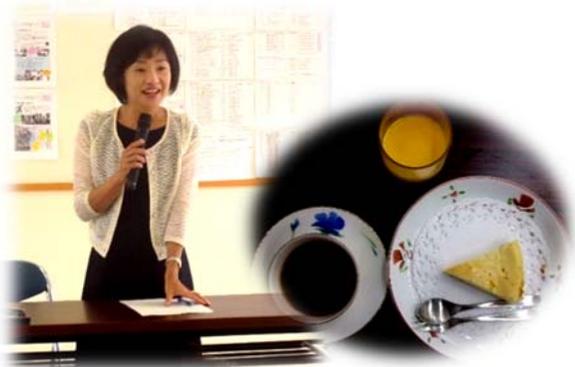


平成26年(2014年)度
第23号 10・20発行



発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

9月・10月の主な活動の様子



第4回人権サークルふれあい

9月12日(金)の第4回は、かんたんプリン・ベイクドチーズケーキ・紅茶の軽食を作り、別府市人権擁護委員の松本久美子さんを講師にお迎えして、「傷つける言葉・勇気づける言葉」と題したミニ講演会を開催しました。終了後は、講師を囲み軽食で舌鼓を打ちながらの意見交換でしたが、たくさんの意見・感想が出されとても充実した会になりました。



第3回人権ミニ講座

10月16日(木)に、別府インターナショナルプラザ代表理事の山本 普詳(やまもと ふしろう)さんを講師にお招きし、「外国人の人権」についてお話しをしていただきました。ユニバーサルデザイン・風習や外国人の人権について学習することが出来ました。

第4回は、「子どもと人権」について学習します。



「春木っ子」学習室

毎週水曜日の放課後に春木川小学校4・5・6年生の生徒が当センターで学習をしています。写真は、「ヒューマンフェスタ2014」に向けての展示作品作りをしている様子です。

お知らせ

2014(平成26)年度 大分県人権啓発フェスティバル ヒューマンフェスタ2014おおいた

日時 2014(平成26)年11月2日(日)

10:00~17:00

場所 大分市ガレリア竹町ドーム広場

※さまざまなブースやイベントが催されます。
どうぞお気軽にお越しください。



大分県人権啓発
イメージキャラクター
ころちゃん

12月4日から10日は人権週間です。

世界人権宣言（せかいじんけんせんげん、Universal Declaration of Human Rights）は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」として、1948（昭和23）年12月10日、第3回国際連合（国連）総会で採択されました。

この宣言は、全ての国の人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる様々な権利を内容としています。正式名称は、「人権に関する世界宣言」。

世界人権宣言の各規定は、慣習国際法として世界中の国々で受け入れられ、国連の人権活動の最も重要なよりどころとされています。

このことから、世界人権宣言の位置付けは、単なる「宣言」を越えていることが分かります。

さらに、世界中の多くの国で憲法の人権規定のモデルとされているほか、国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約などに大きな影響を与えてきました。これを記念して、1950年の第5回総会において、毎年12月10日を「世界人権デー」とし、世界中で記念行事を行うことが決議されました。日本は、この日に先立つ1週間を人権週間としています。

このように、世界人権宣言は世界中の全ての人の人権が尊重され、幸せに生きることができる社会を作るために、私たち一人一人にとって最も大切な「人類共通の財産」と言えます。



人権同和教育啓発課主催 人権週間関連行事

12月 1日(月)～ 3日(水)

小・中学校児童・生徒「人権ポスター」展 ゆめタウン別府2F催事場コーナー

10月25日(土)～26日(日)

第18回人権啓発パネル・ポスター展 西部地区公民館
朝日大平山地区公民館

11月 1日(土)～ 2日(日)

第18回人権啓発パネル・ポスター展 北部地区公民館
中部地区公民館
南部地区公民館

12月 4日(木)～10日(水)

第18回人権啓発パネル・ポスター展 市役所本庁1階



問い合わせ先 別府市人権同和教育啓発課 TEL 21-1291(直通) FAX 21-0288

～11月・12月の行事予定～

☆「春木っ子」学習室 ☆

毎週水曜日15:10～16:30

11月5日・12日・19日・26日

12月3日・10日・17日・24日(冬休み中はお休み)

☆人権サークルふれあい☆

11月14日(金)10:00～12:00

